

越前町告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町の字の区域を変更したので、同上第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この字の区域の変更は、平成25年1月23日からその効力を生ずるものとする。

平成25年1月23日

越前町長 関 敬 信

次の区域の地先の公有水面埋立地 124.74 平方メートル

大字	字	地番
米ノ	71字下上野	50

次の区域の地先の公有水面埋立地 8,263.44 平方メートル

大字	字	地番
米ノ	71字下上野	50
米ノ71字下上野15の2、16の2、49の32、49の1、49の10の地先の道路である国有地		

次の区域の地先の公有水面埋立地 3,779.28 平方メートル

大字	字	地番
米ノ	52字下坊瀬	86の5 86の1 84の1
これらの区域に介在する水路である国有地		
米ノ71字下上野49の10から14の地先の道路である国有地		